令和8年度

苅田町保育所等ご利用のご案内



受付期間

4月入所 1次募集: 10月 8日(水)~ 11月 18日(火) 4月入所 2次募集: 11月19日(水)~ 1月 15日(木)

5月以降 入所 : 入所希望月の前々月末

注意事項

申込みの際は、事前に希望される保育園をお子さんと一緒に見学してください。 また、申込みは必要書類がすべて揃ってから受理となります。

●提出書類のコピーが必要な方は、こども課へ提出する前にコピーをお願いします。●

書類提出先

苅田町役場 こども課

【令和8年度年齢別クラス】

令和8年4月1日時点での年齢でクラスが決まります。

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0 歳児	令和7年4月2日~	3 歳児	令和4年4月2日~令和5年4月1日
1 歳児	令和6年4月2日~令和7年4月1日	4 歳児	令和3年4月2日~令和4年4月1日
2 歳児	令和5年4月2日~令和6年4月1日	5 歳児	令和2年4月2日~令和3年4月1日

もくじ

入所申込みができる方と入所期間 ・・・・・・・・・ 2
支給認定について・・・・・・ 3
保育の利用時間(必要量)について・・・・・・3
申込みについて・・・・・・・ 4
申込みに必要な書類······ 6
保育料について・・・・・・・8
その他保護者の皆様へ連絡事項・・・・・・・10
保育園申込みに関する重要事項確認書・・・・・・ 11
保育園一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

入所申込みができる方と入所期間

保育所等の入所の申込みができるのは、保護者のいずれもが下表の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できない方となります。

また、世帯分離の有無にかかわらず同じ住所に住んでいる方(義務教育終了後~65 歳未満)についても、下表の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当していることが必要です。

したがって、「小学校の入学準備として」、「集団生活の体験の場として」、「下のお子さんの育児のため」等の理由では利用できません。その場合は、幼稚園等の教育施設をご利用ください。

保育を必要 とする事由	保護者等の状況	入所できる期間
就労	月 60 時間以上の仕事をしている (※1)	就労している期間
求職活動	求職活動(起業準備を含む)を行っており、入所後 2 か 月以内に就労する予定がある	2 か月間(※2)
疾病・障がい	・疾病にかかっている・負傷している・精神もしくは身体に障がいを有している	疾病等が回復するまで
介護·看護	同居または長期入院等している親族を常時看護·介護 している	介護・看護の必要がなくなるまで
就学	・学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している ・ハローワーク等が実施する職業訓練を受けている ※自動車学校、通信教育、自宅学習等は除く	在学・訓練期間中(就学または技能習 得等の予定期間が満了する月の末日 まで)
妊娠·出産	妊娠中であるか、または出産後間もない	出産予定日の 8 週前にあたる日の月 の初日から出産後 8 週を経過する日 の月末まで
虐待·DV	虐待や DV のおそれがある	必要と認められる期間
災害復旧	震災・風水害・火災・その他災害の復旧に当たっている	災害の復旧が終了する月の末日まで
育児休業	育休取得時にすでに保育利用をしている子どもがい て、休業中の継続利用が必要である場合	育児に係る子が満 1 歳に達する日の 属する月の末日まで
その他	上記以外で保育を必要とする事情がある	必要と認められる期間

- ※1 勤務の要件は1日4時間以上かつ月15日以上で、月あたりの勤務時間が60時間以上となります。
- ※2 求職活動中の方は入所後、入所月の翌月の20日までに就労証明書を提出して下さい。

期限を過ぎると入所月の翌月末で退所となります。通園中に保護者が仕事を辞めた場合も同様の取り扱いになります。

支給認定について

保育所等を利用するためには、入所申込書を提出し、苅田町の認定を受ける必要があります。認定に応じて 利用できる施設や利用できる時間が決まります。

フビナの生物	保育を必要とする(保育所)		保育を必要としない(幼稚園)		
子どもの年齢 		認定区分	保育の必要量	認定区分	保育の必要量
3 歳未満	3 号認定	保育標準時間			
		保育短時間			
つ歩いし		歳以上 2号認定	保育標準時間	1 中韧带	数
3 戚以上	保育短時間		1号認定 教育村	教育標準時間	

お子様が満3歳に到達した時点で、3号認定から2号認定に自動的に切替ります。手続きは必要ありません。

保育の利用時間(必要量)について

保護者の就労、求職等の認定要件に応じて「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかとなり、保育園に預けられる時間が決まります。保育利用時間を超えて利用した場合は、別途延長料金がかかります。

延長料金については各園によって料金設定が異なりますので、各園にご確認ください。

就労時間には、休憩時間、通勤時間(勤務先が町外の方のみ)を含みます。

認定	要件	保育時間
保育標準時間	父母いずれも就労時間が月 120 時間以上	7 時~18 時の最大 11 時間
保育短時間 就労時間月 60 時間以上 120 時間未満 求職中、育休中の継続入所		開所時間のうち園の定める最大 8 時間

疾病・障がい、介護・看護、就学については家庭状況に応じて保育の必要性の実態を踏まえて認定します。 認定は月ごとになりますので勤務時間等に変更があった場合、翌月から利用時間が変わります。

申込みについて

■ 申込みのながれ

令和8年4月1日入所の申込み(1次募集)

●現在、令和7年度の申込みで入所保留になっている方● 令和8年4月からの入所を希望される場合は再度、4月から の申込みが必要です。

保育園見学

入所の申込みをするには、入所するお子さんと一緒に事前に保育施設を見学する必要があります。保育園に連絡をし、見学日時を確認してください。特に、お子さんの健康状態や食物アレルギーについて気になる点は見学時に園の担当者に説明、相談をしてください。現在、令和7年度申込みで入所保留となっていて、同じ園を希望する場合の見学の要否は保育園にご確認ください。

書類配布	も課で配布 (苅田町ホームページからもダウンロードできます)
書類配布	も課で配布 (苅田町ホームページからもダウンロードできます)

Ţ

申込期間: 10月8日(水)~11月18日(火) 申込み 提出場所: こども課窓口、または電子申請

すべての必要書類を期日までにご提出いただけない場合は、2次選考の対象となる場合があります。

Ţ

1月15日頃 通知(内定通知書)を発送

結果通知 入所が決定した方のみ、通知を送付します。

この時点で入所が決定しなかった方は、自動的に 2 次選考の対象となります。

2次募集

対象者	手続き
1 次募集で入所保留と	1 次選考で保留となった方は、自動的に 2 次選考の対象となります。
なった方	※再度の申込みは不要です。
1 次募集以降に	申込期間 : 11月19日(水)~1月15日(木)
申し込まれた方	提出場所 : こども課窓口、または電子申請

 \prod

2 次選考 結果通知	2月3日頃発送予定 内定が決まった方は「内定通知書」を郵送します。 2次選考終了時点で園が決まらなかった(保留となった)方には「保留通知」を郵送します(初回選考時のみ)。
---------------	---

- 2次選考後、入所保留となった方は引き続き 5月以降も選考の対象となります。
- (入所申込書の「待機の意思」欄の「有」にチェックをしている方のみ)

5月以降の入所申込

保育園見学

保育園に連絡をし、日時を確認した後、入所するお子さんと一緒に見学してください。 特に、お子さんの健康状態や食物アレルギーについて気になる点は見学時に園の担当者に 説明、相談をしてください。

Ţ

申込み

申込期間: 利用開始希望月の前々月の末日 提出場所: こども課窓口、または電子申請 ※末日が土・日・祝の場合は直前の平日(窓口申請)

 \int

結果通知

入所希望月の前月の 10 日以降郵送

入所の可否について、決定通知を発送します。入所できなかった場合は、入所保留となります。その後は、入所内定が決定した場合のみ通知でお知らせします。

■ 申込方法

申込方法は窓口申込と電子申請があります。

窓口申込の申込書類はこども課で配布しています。町のホームページからもダウンロードできます。

電子申請 HP



【窓口申込】書類をそろえて、期限内にこども課に提出

【電子申請】 マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用して申請 ※マイナンバーカードが必要

電子申請については、「教育・保育給付認定」と「保育施設等の利用申込」の2つの申請が必要です。右上の QR コードのページ内のリンクからそれぞれの申請が可能です。申請情報を入力し、必要書類を添付した後、電子署 名パスワード(6~16 桁の英数字)を入力してください。申請前に添付書類の準備が必要です。スマートフォンで申請を行う場合は就労証明書等を画像データで添付いただくので、事前にスマートフォンで画像データを準備してください。

■ 申込みの注意

入所日は毎月1日です。(月途中の入所はありません)

令和8年度の申込みをし、申請用紙裏面の「待機の意志有」にチェックされた場合は令和9年3月まで有効です。 月ごとに申し込む必要はありません。申込後、申請内容に変更が生じた場合(仕事を始めた、辞めた、勤務時間が変わったなど)は、選考に関わるため、必ずご連絡ください。

育児休業から復職する場合

育児休業から復職される場合は、<u>入所月の翌月15日まで</u>に復職ください。4月1日入所の方の復職期日は5月15日です。復職予定日から逆算した入所申込月は以下の通りです。

入所日	復職日
復職前月1日	1日~15日
復職当月1日	16日~月末

■ 利用調整について

入所希望者数が保育園の入所可能枠数を上回った場合は保育の必要性の高い順に利用調整を行います。

先着順ではありません。

保育園で受け入れる児童数には限りがあり、入所できないこともありますので、その際には「保留通知」を送付します。翌月以降も受入可能枠がある月は入所の選考を行い、入所が可能になれば通知いたします。

保育園の定員に余裕がない時などは、入所できない場合があります。あらかじめご了承ください。

申込みに必要な書類

<すべての方に必要な書類>

必要書類	説明
子どものための教育・保育給付支給認定申請書 兼保育所入所申込書兼児童台帳兼現況届	入所希望の児童 1 人につき 1 枚提出
保育を必要とする証明書(下表参照)	父母、および同居する 65 歳未満の家族の方もそれぞれ 提出が必要です。
保育所申込みに関する重要事項確認書	確認事項をお読みになり、署名の上ご提出ください。

<保育を必要とする証明書>

父母、同居親族(義務教育終了後~65 歳未満)それぞれの方の分を提出してください。

保育を必要とする要件	提出書類(添付書類)
就労(就労予定や職場復帰予定 を含む)(月 60 時間以上)	就労証明書(勤務先が証明)
自営業(月60時間以上)	就労証明書 + 直近の確定申告の写し(開業初年度は開業届)
求職中	申告書 + 誓約書兼求職活動報告書 ※
疾病のある方	申告書 + 診断書
障がいのある方	申告書 + 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
親族を介護・看護している方	申告書 + 介護・看護されている方の診断書又は障害者手帳の写し
就学·職業訓練中	申告書 + 在学証明書+授業日数や時間が確認できるもの(カリキュラム等)
妊娠中または産後まもない方 (産前産後8週)	就労証明書 + 母子手帳の写し(出産予定日の記載があるページ)

[※] 求職活動での申込みは入所後、入所月の翌月の20日までに就労証明書を提出して下さい。

<該当する方のみに提出いただく書類等>

ひとり親世帯	戸籍謄本の原本又はコピー
令和7年1月1日現在 または 令和8年1月1日現在 住所が苅田町以外の方	入所申込書にマイナンバーをご記入ください ※令和7年度および令和8年度の課税証明書のご提出でも可
2025.1.1 現在 または 2026.1.1 日現在 住所が国外の方	2024年または2025年に国外に居住していた期間の収入等が確認できる資料
世帯の中に 右記の手帳等をお持ちの方がいる方	身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、 特別児童扶養手当の支給対象児童がいる場合は証書の写し、 国民年金の障害基礎年金の受給者がいる場合は年金証書の写し

※提出書類のコピーが必要な方は、各自で事前にコピーをお願いします。

令和7年4月より、保育所に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の期間延長の手続きの際に、保育所等の入所申込書の写しが必要となっています。 延長の認定要件等くわしくは、厚生労働省の HP をご確認ください。遡っての申請はお受けいたしかねますので、申請期日等はご自身で事前にご確認ください。

入所申込書の記入方法

質について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。 奄設等から重要事項の説明を受け、内容を確認していること。 した場合や必要書類を提出しない場合は、決定を取消し又は退所させられても異議は申し立てません。

●太村	枠の中を記	申込日:令和 '	7年11	月 11 日 保護者	氏名	7	前田 太郎
	住所 入の場合は 定住所)	苅田町 000 1丁目	2-3		電	自宅 09: 携帯 111-1	3-123-4567
	予定の場合 現住所)		D. 10	(/ 転入予定)	面白	携帯 222-2	
rts		児童氏名	年齢	生年月日	性另	取害者手 板	利用を希望する期間
申請児童	フリカ・ナ	カンダ イチロウ 苅田 一朗	4.1時点	令和 7年1月1日	男	有 · 無	領 8 年 4 月から 9 年 3 月まで

	第1希望	00	保育園(希望理由	きょうだいが通っているから	☑ 見学済
入所希望 施設名	第2希望	ΔΔ	保育園 (希望理由)	保育方針に共感できるから	☑ 見学済
//GILX-1.1	第3希望	××	保育園(希望理由	家から近いため	☑ 見学済

●保育料または副食費の算定に必要な事項 市・町) 母 □ 苅田町 ☑町外*(令和7年1月1日の住所 父 ▼ 苅田町 □町外*(北九州 (市)町) 市・町) 母 ☑ 苅田町 □町外*(令和8年1月1日の住所 父 ☑ 苅田町 □町外*(

【世帯の状況】同居の家族の方全員について記入してください(世帯を分離している方も含む)。 両親の一方が別居の場合、住民票上別居であっても必ず記載ください(単身赴任、離婚測停中等)

氏 名	統柄	生年月日	令和8年4月1日時点 勤務先・学校名等	個人番号(マイナンバー) *上記で町外を選択した場合のみ					住民票上の 住所	標短							
苅田 太郎	父	H1年1月1日	(株)××													一 別	
苅田 花子	母	H2 年2月2日	□□ 苅田店	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	同別	
苅田 愛	姉	R3年3月3日	OO保育園				_	_	_	_	_	_	_	T		同· 別	
苅田 良子	祖母	S30年4月4日	無職			_	_	_	_	_	_		_	_		同別	
						_	_	_	_	_	_	_	_	_		同・別	
							_	_	_	_	_	_	_	_		同・別	Г

フー・当する方は、詳細をご記入ください。

# 3	□ 適用あり(年 月	日保護開始	(
同居の障がい者	□ いる⇒ 該当する方の (該当者の氏名:	障がい者手帳	の写しをご持	参ください 児童との続柄:)	
ひとり親の場合	《児童扶養手当の有無》	□ 非該当	□ 認定(年	月受給開始)	
父または母が同居し	事由 :□ 単身赴任 [□ 離婚協議中	□ 一 その他	(K
ていない場合	該当者: □ 父 □ 母	(現住所:)	'\

●申込児童の健康状態について

持病	☑ なし	□ あり(病名)
発達等気になること	✔なし	□ あり(ことば・落ち着きなく動き回る・こだわりが強い・他)
アレルギー	□なし	☑ あり(種類: 犬・猫の毛 症状: 湿疹 (対処方法: 塗り膝を塗布する)
健診等での指摘事項	✔なし	□ あり(詳細	
その他連絡事項があ			
ればご記入ください			

●利用調整について

きょうだい 同時の申込	□ 無 □ 利用できる児童が 1 人だけでも利用を希望する □ 月 ⇒ □ 異なる施設等でも、きょうだい児全員が同時に利用できる場合は利用を希望する
希望園以外 の施設利用	 ☑ 希望園以外でも入所を希望する(ご案内できる場合は、事前にこども課からご連絡します。)□ 希望園以外は入所しない
保育の実施 を必要とす る理由	画観等の状況(父: ①) (母: ①) 下記から番号を選んで記入してください。 ①就労 ②妊娠・出産 ③病気・障がい ①介護等 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学

った時 でた時	待機の 意思	✓ 有 有の場合、翌月以降も利用調整を行います□ 無 無の場合、翌月以降の利用調整を行いません	
った時の予定について	入所でき ない場合 の予定	▼ 育児休業延長 (令和8 年 12 月 31 日まで延長可能)	
現在の	保育状況	☑ 自宅 □ 保育園 □ 幼児園 □ 託児所等 (施設名	
出産予算	定について	☑ 出産予定なし □ 出産予定あり (出産予定日: 年 月 日) □ 出産後育児休業取得予定 □ 有 (期間: 年 月 日まで) □ 無 (退職予定の場合はこちらにチェックしてください。)	
その	他情報	□ 同居の要介護者がいる (氏名: 介護認定: □ 虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要 □ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い □ 小規模保育事業などの卒園児童)

※入所児童1人につき 1枚必要となります。

連絡先は2つ以上記入してください。

令和8年4月1日時点の年齢をご記入ください。

申請前に子どもさんと一緒に園を見学してくだ さい。

R7、R8 の1月1日時点の住所地をご記入くださ い(R8年1月1日以前に提出する場合は予定を ご記入ください)。

町外にチェックがある方は、P6 に記載の書類を ご提出ください。

申込児童以外の同居する方全員についてご記入 ください(単身赴任等により別居している父母に ついても記入してください)。

★義務教育終了後~65歳未満の同居親族の方 は、就労や就学等の要件を満たす必要がありま

該当する方は詳細をご記入ください。

持病やアレルギー等がある場合は申込時に詳細 を伺います。手帳や医師からの診断書等がある場 合は持参をお願いします。

また、保育園で必要な対応等について、見学時に 各園へご相談ください。

該当する項目にチェックをしてください。 待機の意思「有」にチェックをいただいた方が、 希望月に入所できなかった場合は、年度末3月ま で引き続き選考の対象とします。

保育料について

保育料は父母の市町村民税の所得割額を基に決定します。階層区分算定の課税額には、住宅借入金等特別税額控除、寄付金控除、配当控除の適用はありません。

また 3~5 歳児クラスの児童、及び市町村民税非課税世帯の 0~2 歳児クラスの児童は、保育無償化の対象です。なお、年度の途中で 3 歳の誕生日を迎えても、無償化の対象ではありません。**無償になるのは 3 歳になって初めて迎える 4 月(年少クラス)からです**。

	保奈料の年齢区	分及び階層区分	3 歳	未満児	3 歳児以上		
	体月代の十四位	.刀及ひ陷盾位力	標準時間	短時間	(年	少クラス以上	.)
第1階層	生活保護世帯		0	0			1
第2階層	市町村民税非課税	世帯	保育無償化	の対象です	伊	异 育無償化	
第3階層	所得割課税額	ひとり親世帯等※	7,200	7,100	σ	対象です	
おり旧信	48,600 円未満	上記以外	15,600	15,440			
第4階層	所得割課税額 48,600 円以上	所得割課税額 77,101 円未 満のひとり親世帯等※	7,200	7,100			
AJ-TPAIE	97,000 円未満	上記以外	24,000	23,680			
第5階層	所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満		35,600	35,120			
第6階層	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未 満		48,800	48,080			
第7階層	所得割課税額 30	1,000 円以上	64,000	63,040	L		

※ひとり親世帯等とは教育・保育給付認定保護者又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯の属するもの(在住の者に限る)が次に該当する世帯 〇母子及び父子、寡婦福祉法による配偶者のない者で児童を扶養している〇身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者〇特別児童扶養手当の支給対象児童〇国民年金の障害基礎年金の受給者

【きょうだいの多子軽減】

市町村民税所得割課税額 57,700 円	扶養している子どもの上から 2 番目	上記一覧表の半額
未満	扶養している子どもの上から 3 番目以降	0円
市町村民税所得割課税額 77,101 円 未満のひとり親世帯等	扶養している子どもの上から 2 番目以降	0円
市町村民税所得割課税額 57,700円 以上で小学校就学前の子どもが保育	小学校就学前の子どもの上から 2 番目	上記一覧表の半額
所等※を利用している場合	小学校就学前の子どもの上から 3 番目以降	0円

※保育所等とは、保育所、幼稚園(学校教育法の規定による。未就園児預かり保育を利用している満3歳未満児童は対象外)、 認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育施設 ※届出保育施設(認可外保育施設)は除く。

■ 保育料は年に2回(4月と9月)決定します

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			こ基づく保 によって決ま ^に					寸民税額に 「年度の収入に			

[※]年度途中で税額に変更があった場合は、決定当初にさかのぼって保育料を変更します。

■ 支払い方法について

私立保育園

苅田町が口座振替で徴収します。

保育園内定後、口座振替依頼書をお渡ししますので金融機関にお持ちください。

福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行については、WEB口座登録サービス(こうふりネット)からも手続き可能です。右の QR コードからご登録ください。登録の際には口座情報とメールアドレスが必要です。

保育料の引き落としは各月の月末となっています(12月のみ25日)。

(※月末が土日祝の場合は翌営業日)

認定こども園及び小規模保育施設

こうふりネット(保育料)

園での徴収となります。

■ その他注意事項

- ・保育料収納業務の一部について、各保育所に協力をお願いしています。
- ・保育料を滞納した場合、児童手当から保育料をお支払いいただきます。不足する場合は、財産調査を行い、資産や給与を差し押さえ、滞納保育料に充てることがあります。
- ・その月の「1日」に在籍していれば、保育園の利用がなくても保育料は全額かかります。 保育所を退所する場合は退所届を提出して下さい。退所届の提出がないかぎり保育料が発生します。
- ・祖父母等と同居の父母で、収入の合計額が103万円未満の場合は、同居の祖父母等のうち収入が高い方の税額で決定する場合があります。
- ・町民税が未申告の場合や、課税証明書等の提出がない場合など課税額が判明しない場合は、保育料は最高階層(第7階層)となります。資料等の提出により税額が判明し次第、正しい保育料に変更いたします。収入のない方も必ず所得の申告をしてください。

■ 副食費(おかず代、おやつ代等)について

3歳以上のお子さんについては、保育料は無償ですが、副食費(おかず代、おやつ代等)の支払いが必要となります。金額や支払い方法等については各園に直接お問い合わせください。また、市町村民税所得割額やお子さんの人数によって免除があります。免除の対象となる方には通知でお知らせします。

市町村民税所得割額 57,700 円未満	年齢に関わらず、同一世帯の子ども全員	副食費免除
市町村民税所得割額 57,700 円以上	小学校就学前の子どもの上から 1 番目と 2 番目	各園が定める額を徴収
	小学校就学前の子どもの上から 3 番目	副食費免除

■ 第3子以降の保育料補助について

|苅田町では「子どもを産み育てやすい」町づくりのため、子育て家庭の経済的負担軽減に取組んでいます。

<対 象>・町内在住で子どもを3人以上扶養しており、第3子以降の子どもが保育所等に通っている

・保育料および町税(町県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、過年度分含む)の滞納がないこと

<補助額> 保育料全額(届出保育施設等の場合は上限があります)

詳細はこども課へお問い合わせください。

その他 保護者の皆様への連絡事項

■ 希望園の数について

希望園は第3希望までご記入いただけますが、第1希望のみでもお申込みいただけます。

第1希望のみで応募した場合の育児休業や給付金の延長の可否については、お勤め先の担当部署へお尋ねください。

入所希望園に対してのみ入所の可否を判断しますので、**通うことのできる範囲で複数の保育施設を希望していただくことをお勧めします。**ただし、<u>希望園への入所を辞退された方への入所保留通知の発行は致しかねます</u>ので、十分にご検討の上で入所希望園をご記入ください。

また、希望するすべての園に入所できなかった場合で、「希望園以外でも入所を希望する」にチェックがある方には、入所できる可能性がある園をご案内することがあります。その際、見学をしていない園であった場合は、 追加で保育園を見学していただく必要があります。

■ 長期欠席について

1か月以上登園がない場合は原則として退園となります(里帰り出産の場合を除く)。また、お休み期間中も園に在籍している間は保育料が全額かかります。

■ 保留通知の交付について

保留通知は初回選考終了後にお送りしますが、その後の選考においては送付致しません。初回選考以降の選 考結果について保留の証明が必要な場合は事前にこども課までご連絡の上、窓口にて受領ください。※受領の際には本人確認書類(顔写真付き)のご提示が必要です。

■ 申し込み後、入所後に変更があった場合

変更の詳細	説 明	提出書類
仕事を辞めた 仕事を辞める	離職し、その後仕事をしないときは、退所届の提出が必要となります。 また、離職し、求職活動をする時は申告書(求職活動中)と誓約書の提出が必要です。 その場合は、離職した日の翌月から 2 か月以内に就職し、「勤務証明書」を提出すれば、 継続入所が可能です。なお、就労から求職活動に切り替わった場合は翌月から保育の 利用量(必要量)の区分が短時間保育に変更となります。	申告書(求職活動中) 誓約書 または退所届
勤務時間の変更	勤務時間が変わる場合は就労証明書の提出があった日の翌月から保育利用量の変更 をします。	就労証明書
保育園を退所する 町外に転出する	退所届の提出が必要です。退所日は月末です。 町外に転出する場合は転出日の月末で退所となります。 転出後も年度末までは通うことができますが、転出先で入所の手続きが必要です。 また、その月の「1 日」に在籍されていれば、保育園の利用がなくても保育料は全額か かりますのでご注意ください。	退所届
申込みを取り消す	認可外保育園や幼稚園に入所するため、申込みをキャンセルする場合はこども課へご 連絡ください。	辞退届
希望園を追加・ 変更する	入所希望園を追加・変更する場合は申込変更届をご提出ください。変更の届出期限は 入所の申込期限と同じです。 届出の際は、事前に希望園を子どもさんと一緒にご見学ください。	申込変更届
世帯構成が変わる	<結婚など> 世帯員の追加が必要です。結婚等で新たに保護者となる場合は、その方の就労証明 書、マイナンバーの提出が必要です。	就労証明書マイナンバー
ETHINA XIV	<離婚など> ひとり親となった場合は、母または父だけの税額で保育料を算定し、離婚日の翌月から の適用となります。	戸籍謄本(抄本)

保育園申込みに関する重要事項確認書

以下につきましては、重要事項確認書確認書の保護者様用の控えとなります。 確認書につきましてはご署名の上申込書と一緒にご提出ください。

		確認事項					
入所申込みについて	1	申込前に「苅田町保育施設等利用のご案内」を読み、内容を理解しました。					
	2	保育が必要な事由に該当することを確認し、入園申込みをしました。					
	3	入園申込みに必要な書類をすべて揃えて提出します。記載内容に虚偽はありません。					
	4	提出いただいた書類で保護者の状況がわからない場合、追加の書類を求めることがあります。					
	5	申請書類に不備があった場合、申請・入園・在園が無効・取り消しとなることを理解し、申請します。					
	6	申込書の有効期限は、入園を希望する年度の末日までです(ただし、求職、出産、就学等の場合は、認定の有効期限 を限度とします)。翌年度4月以降の入園を引き続き希望する場合は、再度申込みが必要です。また、町外へ転出さ れる方が町内の保育園を利用できるのは、原則転出した年度の3月末までです。					
認定事由について	7	育児休業から職場復帰する場合は、復帰月から「就労」の認定とします。ただし、入所希望月の翌月15日までに復職する場合に限り、復職する月の前月を入園希望月(慣らし保育)にすることができます。					
	8	「出産」を認定事由とした在園期間は、出産予定日の8週前にあたる日の属する月の初日から出産後8週を経過する日の属する月の末日までです。					
	9	「求職」認定での在園期間は2か月以内です。 この期間中(2か月以内)に就労し、就労証明書の提出ができなかった場合は、退園となります。					
	10	「就学」を認定事由とした在園期間は、卒業・修了までの期間です。					
三刃	11	認定された保育の利用時間(標準時間・短時間)は、最大利用可能時間であり、施設での実際の保育時間ではありません。実際の保育時間は、ご家庭の状況に応じて利用開始後に入園が決定した施設が決定します。					
定時間	12	就労時間に変更がある場合は、保育の必要量が変わる可能性がありますので、変更がある前月20日までにこども課へ就労証明書を提出してください。					
• 期	13	申込後に、仕事や家族構成(婚姻、離婚、祖父母との同居等)その他申込内容に変更があった場合は、速やかにこど も課へ必要な書類を提出します。その場合、書類を提出した翌月から認定内容等が変更となります。					
間について	14	保育が必要な事由に該当しなくなった場合は、退園となります。退園する月末の1週間前までに、退園届をこども課 へ提出してください。					
	15	上の子が在園中に下の子が生まれ、育児休業を取得した場合、上の子の在籍は、下の子が満1歳に達する日の属する 月の末日までとなります。ただし、下の子の入所申請において入所できなかった場合は、上の子は年度末まで在籍が 可能です。					
保育料について	16	保育料決定に必要な住民税に関する資料の提出もしくは申告を、町が指定する期限までにしなかった場合は、保育料が最高階層で決定されます。					
	17	保育料等は、必ず毎月指定された期日までに支払います。保育料は1か月単位です。 月の途中で退園した場合でも、その月の保育料の支払いは発生します。					
	18	保育料の納付は、原則口座引き落としにて納付します。					
	19	保育料を滞納したときは、児童手当から充当し支払うことに同意します。また、滞納処分(差押え等)されても異議 はありません。					

【保育園一覧】

認可保育園

保育園名	定員	預かり年齢	住所	電話番号	送迎バス
善立寺保育園	110	生後 5 か月~	神田町 1-4-1	093-436-0318	
青い鳥保育園	110	生後6か月~	集 2286	093-436-0953	
青い鳥保育園分園	30	生後 6 か月~2 歳児	富久町 2-11-1	093-436-0958	
与原保育園	120	生後6か月~	下新津 1598	0930-22-1373	
白川保育園	80	生後3か月~	法正寺 240	0930-23-1106	0
第1ひまわり保育園	90	生後4か月~	新津 181	0930-22-3987	
第2ひまわり保育園	120	生後6か月~	提 2795-4	093-434-3987	0
若久青い鳥保育園	90	生後6か月~	若久町 1-8-3	093-436-0949	

※バスに乗車できる月齢は各園へお尋ねください

小規模保育施設

保育園名	定員	預かり年齢	住所	電話番号	送迎バス
与原のびのび保育園	19	生後 6 か月~2 歳児	下新津 1596-1	0930-55-0070	

問い合わせ先 苅田町役場こども課 子育て支援担当 TEL 093-588-1036



苅田町ホームページ